

平成27年 3月25日
福島県 土木部 港湾課

小名浜港特定埠頭賃貸借契約を締結しました

～埠頭運営の更なる効率化へ～

平成26年5月8日に小名浜埠頭株式会社を事業者として認定した小名浜港の特定埠頭運営事業について、下記のとおり平成27年3月25日付けで賃貸借契約を締結しました。

記

1 契約名

小名浜港特定埠頭賃貸借契約

2 契約者

貸付人：小名浜港港湾管理者 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄
借受人：小名浜埠頭株式会社
代表取締役社長 鈴木 正晃

3 貸付施設

5・6号ふ頭地区及び7号ふ頭地区における岸壁・荷役機械・野積場
(東港地区については供用開始する時に追加)

4 貸付期間

平成27年4月1日から平成55年3月31日まで

【事業目的】

全国初の特定貨物輸入拠点港湾に指定された小名浜港において、港湾管理者（県）が事業認定者（小名浜埠頭株式会社）にふ頭を一体的に貸し付けることにより、拠点港としてのバルク貨物取扱機能の強化と埠頭運営の更なる効率化を図り、小名浜港背後企業の産業競争力を強化するものです。

以上

【問い合わせ先】

土木部 港湾課（担当者） 主幹 益子 公司
電話 024-521-7498 内線 3622
FAX 024-521-7716